

（附則第2条關係）

<p>(施行期日) この省令は、平成六年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置) この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。</p>
<p>附 則 (平成六年三月三〇日運輸省令第 一二号) 抄</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成六年一月二二日運輸省令 第五二号)</p> <p>この省令は、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律附則第一条第一号に定める日（平成六年十一月二十二日）から施行する。</p>
<p>附 則 (平成八年二月一日運輸省令第七 号) (施行期日)</p> <p>二条 この省令は、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（平成六年法律第五十三号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に定める日（平成八年五月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。</p>
<p>(経過措置)</p> <p>二条 運輸大臣は、この省令の公布の日以後施行日前までは、船舶（千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に關する国際条約（以下「千九百九十二年責任条約」という。）の締約国である外国の国籍を有する船舶及び改正法第二条の規定による改正後の油濁損害賠償保障法（以下「新法」という。）第二条第六号イに規定する政令で定める油の輸送の用に供している船舶を除く。）について新法第十四条に規定する保障契約（当該契約の保障期間の満了する日が施行日以後であるものに限る。）を保険者等と締結している者の申請があつたときは、別記様式一（当該船舶が油による汚染損害についての民事責任に關する国際条約の締約国である外国の国籍を有する船舶である場合については、別記様式二）による保障契約証明書を交付することができる。</p>
<p>2 前項の申請をしようとする者は、保障契約証明書の交付の申請書に、保障契約の契約書の写し並びに船舶の国籍及び船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十年法律第四十号）第四条第二項の規定の例により算定した数値にトンを付して表したトン数を証する書面を添付しなければならない。</p> <p>別記様式 1 (附則第二条関係)</p>

別記様式1（附則第2条関係）

番号第 号

油による汚染損害についての民事責任に関する 二つの問題点とその人権上の問題と問題点

する保険その他の金銭上
CERTIFICATE OF INSURANCE OF
IN RESPECT OF CIVIL LIABILITY
1969年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際

Issued in accordance with the provisions of Article VII of the International Convention on Civil Liability for Oil Pollution Damage.

age, 1969, and Article 17 paragraph 1 or Article 18 paragraph 2 of the Law on Liability for Oil Pollution Damage, 1975.

船名	航速 英里/小时	航程 英里	航时 小时	航速 英里/小时	航程 英里	航时 小时
----	-------------	----------	----------	-------------	----------	----------

Name of ship Distinctive number or letters

上記の船舶に関し、1969年の油による汚染損害についての民

事責任に関する国際条約第7条の要件を満たす保険証券その他の金融上の保証が専ら力を有していることを証明する。

This is to certify that there is in force in respect of the above-

Journal of Oral Rehabilitation 2013; 40(12): 937-944

Journal of Oral Rehabilitation 2013; 40(12): 923-930

named ship a policy of insurance or other financial security satisfying the requirements of Article VII of the International Convention on Civil Liability for Oil Pollution Damage, 1990.

This is to certify that there is in force in respect of the above-named ship a policy of insurance or other financial security satisfying the requirements of Article VII of the International Convention on Civil Liability for Oil Pollution Damage, 1990. ☺
This part is not to certify until 29th May, 1996.

Type of Security _____
保証の期間 _____
Duration of Security _____
保険者及び（又は）保証提供者の氏名又は社名及び住所 _____
Name and Address of the Insurer (s) and/or Guarantor (s)
氏名又は社名 _____
Name _____
住所 _____
Address _____
この証明書は、_____から_____まで効力を有する。
This certificate is valid from _____ until _____
日本国政府（運輸省）が、東京において、____年____月____日に発行し又は公認した。
Issued or certified by the Government of Japan, Ministry of Transport.

At Tokyo, On _____

運輸大臣 _____ 印
Minister for Transport _____
交付担当者の署名及び官職
Signature and Title of issuing or certifying official

対外的権限が示されていない限り、この証明書の署名は两条約に基づく責任が保障されていることを証明する。
Unless indicated to the contrary the signature of this certificate certifies that liability under both Conventions is covered.
1. 國の名前を記載するに当たっては、羅ましい場合には、証明書の発行が行われる國の機関のある當局の名前をも記載することができる。
2. 保証の範囲につき二以上の供給源がある場合には、それぞれの金額を明示しなければならない。
3. 保証が二以上の方で提供される場合には、それらの方を列挙しなければならない。
4. 保証の範囲は、その場合には、保証が効力を生ずる日を明記しなければならない。
Explanatory Notes :
1. If desired, the designation of the State may include a reference to the competent public authority of the country where the certificate is issued.
2. If the total amount of security has been furnished by more than one source, the amount of each of them should be indicated.
3. If security is furnished in several forms, these should be enumerated.
4. The entry Duration of Security must stipulate the date on which such security takes effect.

(別則第2条關係)

別記様式2 (用印欄と余白欄)
Certificate No. _____
此二欄を複数枚提出する場合は複数枚記入
下部欄は各枚提出する際の記入欄

CERTIFICATE OF INSURANCE OR OTHER FINANCIAL SECURITY
IN RESPECT OF LIABILITY FOR OIL POLLUTION DAMAGE
ACCORDING TO THE INTERNATIONAL CONVENTION ON CIVIL LIABILITY FOR OIL POLLUTION DAMAGE, 1990 AND THE
INTERNATIONAL CONVENTION ON CIVIL LIABILITY FOR OIL POLLUTION DAMAGE, 1990, AS AMENDED BY THE PROTOCOL
AMENDING THE INTERNATIONAL CONVENTION ON CIVIL LIABILITY FOR OIL POLLUTION DAMAGE, 1990, WHICH ENTERED INTO FORCE ON 29 MAY 1996.

Based in accordance with the provisions of Article VII of the International Convention on Civil Liability for Oil Pollution Damage, 1990, and Article 17 thereof
in Article 17 of the Protocol amending the International Convention on Civil Liability for Oil Pollution Damage, 1990, as
amended by the Protocol amending the International Convention on Civil Liability for Oil Pollution Damage, 1990, as
entered into force on 29 May, 1996.

保険者及び（又は）保証提供者の氏名又は社名
Name of
Insurer(s) _____
保証者及び（又は）保証提供者の氏名又は社名
Name of
Guarantor(s) _____
保証の期間
Duration of Security _____
保証の範囲
Scope of coverage _____
保証の有效期間
Period of validity _____
保証の有效範囲
Scope of validity _____
この証明書は、2000年5月29日より2005年5月28日までに発行されたものであることを明記する。(注)ただし、1990年5月29日までに保証されたものではない。
This certificate is valid from 29 May 2000 until 28 May 2005, unless otherwise shown.
This part is not to certify until 29th May, 2000, unless otherwise shown.
Issued or certified by the Government of Japan, Ministry of Transport, _____
Issuing or certifying official _____
Name _____
Address _____
Type of Security _____
Duration of Security _____
Name and Address of the Insurer (s) and/or Guarantor (s)
Name _____
Address _____

住所
Address
この証明書は、からまで有効である。
This certificate is valid from to.
日本政府の運輸省が、年月日に発行し
た。
Issued by the Government of Japan, Ministry of Transport,
At Tokyo, On

運輸省
Ministry for Transport
交付料金の額及び切手
Signature and the amount
or postage stamp

記
1. 国の船舶を運航する場合に、運航する場合に、該船舶の航行を行
われる場合の場合は、該船舶の航行の権利を有することである。
他の船舶の航行の権利を有する場合は、その他の船舶を運航
しない場合である。
2. 船舶の所有権が二以上の方法で持たれる場合は、その他の方法で持た
ない場合である。
3. 船舶の登録が二以上の方法で行われる場合は、その他の方法で登録しなけれ
ばならない。
4. 船舶の登録の権限には、無効が生じる旨の明記がなされた場合。

備考 Note
1. It facilitates the designation of the State they indicate a vessel is in the res-
pective port authority of the country where the certificate is issued.
2. If the total asset of security has been forfeited by more than one source,
the vessel may not be registered.
3. If security is forfeited in several forms, these should be extinguished.
4. The entry of security must stipulate the date on which such secu-
rity takes effect.

**附 則（平成九年三月二一日運輸省令第
一五号）**

**附 則（平成一六年三月三一日国土交通
省令第三四号）**

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、平成九年四月一日から施行す
る。

**附 則（平成一六年一月八日国土交通
省令第九四号）抄**

（施行期日）

この省令は、平成十年一月一日から施行す
る。

（経過措置）

この省令の施行前にした申請に係る手数料に
関しては、なお従前の例による。

**附 則（平成九年二月一五日運輸省令
第八二号）**

この省令は、平成十年一月一日から施行す
る。

**附 則（平成一〇年四月二二日運輸省令
第二五号）**

（施行期日）

1 この省令は、油濁損害賠償保障法の一部を改
正する法律（平成六年法律第五十三号）附則第
一一条第四号に定める日（平成十年五月十五日）
から施行する。

**附 則（平成一二年三月二二日運輸省令
第九号）**

（施行期日）

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

**附 則（平成一二年一月二九日運輸省
令第三九号）抄**

（施行期日）

1 この省令は、平成十三年一月六日から施
行する。

**附 則（平成一四年六月二八日国土交通
省令第七九号）**

（施行期日）

1 この省令は、平成十四年七月一日から施
行する。

**附 則（平成一四年一月二九日運輸省
令第三九号）抄**

（施行期日）

1 この省令は、平成十四年七月一日から施
行する。

2 この省令の施行現にあるこの省令に
よる改正前の様式又は書式による申請書、證明
書その他の文書は、この省令による改正後のそ
れぞれの様式又は書式にかわらず、当分の
間、なおこれを使用することができます。

3 地方運輸局長は、一般船舶保障證明書が損失
したことにより再交付を行った場合は、当該減
失した一般船舶保障證明書が無効であることを
官報に公示する。

4 前条第三項の規定は、第一項の申請について
準用する。

第五条 改正法附則第四条第四項の規定により一
般船舶保障證明書の交付又は再交付を申請しよ
うとする者は、次に掲げる額の手数料を納付し
なければならない。

1 交付の申請 一般船舶保障證明書一枚につ
き一万四千三百円（行政手続等における情報
通信の技術の利用に関する法律（平成十四年
法律第百五十一号）第三条第一項の規定によ
り同項に規定する電子情報処理組織を使用し
て（以下この条において「電子情報処理組織」
により）という。）申請する場合にあっては、
一万四千百円）

2 再交付の申請 一般船舶保障證明書一枚につ
き一万二千八百円（電子情報処理組織によ
り申請する場合にあっては、一万二千七百
円）

3 前項の手数料は、手数料の額に相当する収入
印紙を附則第三条第一項又は前条第一項の申請
書にはつて納付しなければならない。ただし、
電子情報処理組織により前項の申請をする場合
において、当該申請を行つたことにより得られ
た納付情報により納付するときは、現金をもつ
てすることができる。

第六条 一般船舶保障證明書の様式は、別記様式
三による。

第七条 一般船舶保障證明書の有効期間は、改正
法の施行の日（当該施行の日が、保障契約の保
障期間の開始日前である場合にあつては、当該
保障契約の開始日。以下この条において同じ。）
から保障期間の満了前に当該一般船舶保障證明
書に係る保障契約が効力を失うこととなつたと
きは、当該一般船舶保障證明書もその時におい
て効力を失う。

第八条 一般船舶保障證明書の記載事項の変更の
届出を行おうとする者は、別記様式四による一
般船舶保障證明書に係る保障契約が効力を失
うこととなつたときは、当該一般船舶保障證明
書もその時において効力を失う。

第九条 改正法附則第四条に規定する国土交通大
臣の権限は、地方運輸局長が行うものとする。

第十条 第二条の規定の施行前にした申請に係る
手数料に関しては、なお従前の例による。

別記様式2

3 一般船舶運算算定書
荷役作業を記載する欄面

取 入 田 原

係 1. 船員の大きさは、本工事規範第4条を参考のこと。
 2. 一般船舶運算書を記載する欄面へ記入する場合は、1欄の複数は要する。
 3. 通常船舶運算算定書等については、油船規則に記載されている事項について記載すること。
 4. 3の項には、船舶の運航と便用を考慮し、現地又は近傍の用語で記載する。
 5. 元船主の名前、代理の名前又は代理会社の名前をもつて、船舶販売状況について記載する場合は、記載するごとに代えて、署名することができる。

別記様式 3
(附則第6条関係)

別記様式4
（附則第8条関係）

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4種とすること。
2 計算事項が多いときは、適宜二欄以上にわたって記載することができる。
3 番号を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

附 則
(平成二七年二月二八日国土交通省令第一〇号)抄

第一条 この省令は、平成十七年三月一日から施

(施行期日)

省令第一〇号)

附 則 (平成二〇年八月八日国土交通省)
施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

1 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

卷之三

卷之三

この省令の施行の際現に在る第一条の規定による改正前の船舶の規定による改正前の船員法施行規則第十六号書式による改正前の船員手帳、第十八号書式による証明書、第二十二号の二書式による証印、第二十二号の四書式による証印及び第二十三号書式による証明書、第二十二条の規定による改正前の水先法施行規則第二号様式による海技免状、第十六号様式による承認証及び第二十号様式による操縦免許証、第五条の規定による改正前の航空法施行規則第三号様式による航空機登録証明書、第八号様式による耐空証明書、第十号様式による技能証明書、第二十四号様式による航空身体検査証明書、第二十七号様式による航空機操縦練習許可書、第二十九号様式による運航管理者技能検定合格証明書及び第三十号様式による証票、第六条の規定による改正前の連合国財産の返還の請求の手続等に関する命令様式第一号による現状調査請求書及び様式第二号による返還請求書、第七条の規定による改正前の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第二号様式による衛生管理者適任証書、第八条の規定による改正前の道路交通に関する省令第十二号様式による輸出港消滅登録証及び第十四号様式による輸出予定届出証明書、第九条の規定による改正前の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十二号様式による輸出港消滅登録証明書及び第十四号様式による船舶料理士に關する省令第二号様式による船舶料理士資格証明書並びに第十一條に規定する改正前の船舶油濁損害賠償保障法施行規則第三号様式による保

別記様式1(附則第3条関係)		相当証書交付申請書	
地方運輸局長 運輸監理部長		年 月	
般			
申請求者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		相手の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
電話番号		電話番号	
電気番号		電気番号	
代理人の氏名及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		代理人の氏名及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
郵便番号		郵便番号	
電話番号		電話番号	
下記の船舶について、相当証書の交付を受けたので、船舶油污损害賠償保険法の一部を改正する法律(今後海法第18号)別則第2条第1項の規定により中譯します。			
①船舶名 及び登録 番号	②船舶 登録 事務所 所在地 荷符 年	③船舶 登録 事務所 所在地 荷符 年	④船舶 登録 枚数 種類
⑤船舶所 在地の 氏名又は 名称及び 住所並び に法人に あっては その代表 者の氏名	⑥船舶登 録事務所 所在地の 氏名又は 名称及び 住所並び に法人に あっては その代表 者の氏名	⑦船舶登 録事務所 所在地の 氏名又は 名称及び 住所並び に法人に あっては その代表 者の氏名	⑧船舶登 録事務所 所在地の 氏名又は 名称及び 住所並び に法人に あっては その代表 者の氏名
⑨船舶登 録事務所 所在地の 氏名又は 名称及び 住所並び に法人に あっては その代表 者の氏名	⑩船舶登 録事務所 所在地の 氏名又は 名称及び 住所並び に法人に あっては その代表 者の氏名	⑪船舶登 録事務所 所在地の 氏名又は 名称及び 住所並び に法人に あっては その代表 者の氏名	⑫船舶登 録事務所 所在地の 氏名又は 名称及び 住所並び に法人に あっては その代表 者の氏名
⑬船舶登 録事務所 所在地の 氏名又は 名称及び 住所並び に法人に あっては その代表 者の氏名	⑭船舶登 録事務所 所在地の 氏名又は 名称及び 住所並び に法人に あっては その代表 者の氏名	⑮船舶登 録事務所 所在地の 氏名又は 名称及び 住所並び に法人に あっては その代表 者の氏名	⑯船舶登 録事務所 所在地の 氏名又は 名称及び 住所並び に法人に あっては その代表 者の氏名
⑰船舶登 録事務所 所在地の 氏名又は 名称及び 住所並び に法人に あっては その代表 者の氏名	⑱船舶登 録事務所 所在地の 氏名又は 名称及び 住所並び に法人に あっては その代表 者の氏名	⑲船舶登 録事務所 所在地の 氏名又は 名称及び 住所並び に法人に あっては その代表 者の氏名	⑳船舶登 録事務所 所在地の 氏名又は 名称及び 住所並び に法人に あっては その代表 者の氏名

- 注 1 用紙の大きさは、日本郵便規定の第3規格用紙を「A4」と定めること。

2 記載欄の大きさは、選択二欄以上にわたって記載することができる。

3 駆逐については、タグや、駆逐印、バーコード等の形態で記入すること。

4 国際表面書類開封印記号については、当該郵便局が販売してある駆逐について記載する。

5 保管場所の駆逐印は、原則在庫保管等具体的な記載となる。

6 一つの郵便封筒についての上記駆逐印が複数記されている場合は、①から⑥までの欄に於いては健保契約ごとに記載すること。

7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。なお、電子手帳を行う場合には、押印は署名しない。

別記様式2

- 3 検査証記の再交付を受けようとする理由
 甲 病院 納付 報

収 入 用

伝 1 用賃が大きすぎる。日本電気機械本社へ申し立てること。
 2 補助金等を申請する場合で同一会員は、1回の改修は要しない。
 3 国際標準規格基準の適合審査については、当該審査が担当していなかった他の機関に依頼する。
 4 3の例のほか、旧規格の機器を新規格に改修し、又は別途新規格で認定した新規格の機器を納入する場合。納入所及び改修を実施するものとし、納入所及び改修についてつづけるべき事項を記述すること。

5. 団名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。なお、電子申請を行う場合には、押印又は署名を要しない。

別記様式 3

別記様式4

別記様式5

Issued by the Government of Japan, Ministry of Land, Infrastructure,
Transport, and Tourism.
At _____, On _____
地方運輸廳長
済運輸監理課長
Director-General of District
Transport Bureau
済運輸監理課名と官職
Signature and Title of issuing
or certifying official

- 日本語を学ぶことで、より豊かな人間性、より豊かな心地や、より豊かな社会が生まれるのを確信することができること。

筆者の著書「コトコト上級会話」が参考書になります。それを参考に書き下し練習をしてみてください。

筆者による「日本語の発音」は、必ずしも標準的な日本語ではない。筆者自身が日本語を学ぶときに参考した「西日本」の発音で、西日本ではよく使われる「西日本式」の発音です。筆者自身が西日本式の発音で日本語を話すことは、筆者自身が西日本式の発音で日本語を話すことを想定するのです。

If desired, the government of the State may delegate a reference to the competent authority of ministry where the certificate is issued.

The entry "Authority" of the certificate shall be filled by whichever one of the two offices of ministry or by either of them if both are to be indicated.

If neither of them should be indicated, those should be mentioned.

The entry "Branches" shall indicate the place or places where such office

The entry "Address" of the (branch) office (governmental) shall indicate the precise place of branches of the (branch) office or government. If appropriate, the address where the branch or the office is situated should also be indicated.

別記様式 6
(附則第6条關係)

別記様式7

到達記入式(荷物と荷名)		荷物品目別輸送実績登録票		月	日
地點別輸送局	用				
運送路況記述					
中華人民共和国又は及び他の国が に於て貿易して居る他の國の名前	印				
郵便番号					
内閣総理大臣の名前又は及び他の に於て貿易して居る他の國の名前	印				
電話番号					
電報番号					
下記の項目を記入して、記載事項の変更等について、輸送機関に連絡する場合は、 同一の記入欄に記入して、該記入欄を複数回記入する。但し、手書きの場合は、複数回記入する 場合は、上記の記入欄を複数回記入する。					
荷物番号	対応番号	輸送実績 登録票	実績登録 票	登録された日	
登録番号	登録年月日	登録局	新	旧	
注: 1. 記入欄の外側は、日本語で記入する。 2. 記入欄の外側などに、日本語で記入する場合は、必ず記入することとする。 3. 他の言語で記入する場合は、原則として、該言語で記入することとするが、な 々、電子手帳等の多言語表示機能がある場合は、該言語で記入することとする。					

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。
(経過措置)
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による
改正前の様式による用紙は、当分の間、これを
取り繕つて使用することができる。

附則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

第1号様式（第5条、第12条、第19条関係）

2) 船舶事務所は、船舶登録係の登録事務官並に登録係とすること。
3) 登録事務官とは、船籍登録係の登録事務官並に登録事務官とすること。
4) 不要な字は、抹消するること。
5) 船籍登録係に、シールカー、貨物船、バーナ等の名前を記入せしめよう。
6) 国際船舶登録規則別表零一について、当該規則の割り当てられている船舶について記載する。
7) 保障契約書については、船上任用和供給等契約書との記載をこと。
8) 一つの船舶について二以上、洋上保険契約が締結されている場合は、(1)から(6)までの欄については保険契約ごとに記載すること。

注 1 用紙の大きさは、日本建築規格入列4零とすること。
2 記載事項が多いときは、通常二葉以上にわたって記載することである。
3 不要な文字は、抹消すること。

輸出
Issued by the Government of Japan, Ministry of Land, Infrastructure,
Transport, and Tourism, At _____, On _____

地方法務課長
審査課課長
Director-General of District
Transit Bureau